

No.	質問内容・連絡内容	区回答
1	文京区の競争入札参加資格の取得方法について	<p>本区の競争入札資格についての申請ですが、東京電子自治体共同運営サービスの「電子調達サービス」から入札参加申請を行う必要があります。詳細な申請方法については下記URLよりご確認ください。</p> <p>今回のプロポーザル参加申込書及び提出書類は、10月19日(木)午後5時までにご提出いただきますが、参加申込書【様式第2号】に、『東京都電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し(両面をコピーしたもの)』を添付いただく必要があります。</p> <p>受付期間を過ぎて提出された書類は、理由のいかんを問わず無効となりますのでご注意ください。</p> <p>●東京電子自治体共同運営 電子調達サービス https://www.e-tokyo.lg.jp/top/index.html ●東京電子自治体共同運営 電子調達サービス 資格審査受付 https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_qerj/qerj/index.jsp ●東京電子自治体共同運営 電子調達サービス よくある質問 https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp</p>
2	競争入札資格の申請に要する期間について	<p>対象業務における文京区での競争入札参加資格の申請から登録までの期間についてですが、受付票の発行までに1か月程度要するものとなります。</p> <p>1か月程度要する理由としましては、以下の通りです。</p> <p>(理由1)電子証明書を用意いただく必要があります。</p> <p>東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、資格審査申請を行うためには、コアシステム対応認証局の「ICカード電子証明書」と、コアシステム対応認証局が提供するICカードリーダー及びICカードドライバソフトをご用意いただく必要があります。</p> <p>電子証明書は競争入札参加資格申請や電子入札を行う際のログイン認証に使用します。</p> <p>また、競争入札参加資格の申請書や電子入札の希望票、入札書などに、電子的な署名を行います。</p> <p>電子証明書をお持ちでない場合は、購入いただく必要があり、購入申込から実際に電子証明書(ICカード)がお手元に届くまで、ある程度の日数が必要です。</p> <p>(各種マニュアル) https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp * 4-3物品買入れ等競争入札参加資格申請の手引きをご覧ください。 12ページ以降に電子証明書の記述があります。 * 操作手順は、4-6資格審査申請サービス操作手順書—物品をご覧ください。</p> <p>(理由2)複数の必要書類を揃えるために日数を要します。</p> <p>資格審査のために、必要書類を複数揃えていただく必要があります。</p> <p>(各種マニュアル) https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp * 物品買入れ等競争入札参加資格申請の手引きをご覧ください。 30ページ以降に必要書類の記述があります。</p> <p>(理由3)審査担当自治体の審査に日数を要します。</p> <p>資格審査に必要な申請書類は、電子調達サービスにおいて、申請した自治体の中から自動的に選定されます(審査担当自治体は選択できません)ので、選定された自治体に郵送いただきます。</p> <p>審査担当自治体は、書類が届いた時点から審査を行います。審査には数日を要します。</p> <p>仮に書類に不備や不足があった場合、改めて書類を揃えていただく必要がありますので、不備がないようご確認願います。</p> <p>※一自治体に申請した場合は、その自治体が審査担当自治体になります。</p>
3	「制作番組の総数は190本程度」とありますが、例えば、制作総数を160本ほどに減らして、各番組のクオリティを高めて視聴者数のアップに繋げる、という考え方はあり得ますでしょうか。	<p>番組制作本数については、仕様書に記載しているものより削減する予定はありません。</p>
4	災害発生時の対応について、受託者も被災した場合や状況によってシティスタジオまで向かえない場合についてなど、これまでの具体例がございましたらご教示いただけませんか。	<p>災害発生時の対応については、様式第6号「災害時等の緊急時の番組制作体制について」にて、事業者の皆様にご提案をいただきたい内容となります。現段階で想定できる範囲で記載して下さい。</p>
5	仕様書記載の「職員」(ページ6(9)キ)とは、文京区役所の職員、という理解でよろしいでしょうか。	<p>左記、「職員」は当区職員になります。</p>
6	編集室Aと編集室B(仕様書P810の(1))にはどんな機器が備わっていて、これまでは何の用途に使われていましたか。	<p>機器については仕様書P10(2)に記載の通り、各事業者様の方でご用意いただくこととなりますので元々備わっているものはございません。</p> <p>また現行の事業者は、編集室Aには映像編集の機材を設置し編集室として、編集室Bにはナレーション収録機材、音響に関する機材を設置し、MA室として利用しております。</p>